第十四条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関（以下「保険者」という。）が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において形成された当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該保険者への移転を承認し、かつ、当該保険者が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該保険者に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、第九条から第十一条までの規定を準用する。

2　代位される権利又は請求権は、投資家の当初の権利又は請求権を超えないものとする。

第十五条　協議

両締約国の代表者は、必要なときはいつでも、この協定の実施に影響を及ぼす事項について協議を行うことができる。この協議は、いずれか一方の締約国の提案に基づき、外交上の経路を通じて合意された時期に行われる。

第十六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の領域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2　6(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の領域において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間で誠実に行われる友好的な協議及び交渉によって解決する。このため、紛争投資家は、紛争締約国に対し、問題となっている措置に関する事実の簡潔な記述を記載した書面による協議の要請を送付する。協議は、紛争締約国が当該要請を受領した日の後三十日以内に開始する。この3のいかなる規定も、あっせん、調停、仲介等の拘束力を有しない第三者による手続の利用を妨げるものではない。

4　3の規定に従って紛争締約国が書面による協議の要請を受領した日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、紛争投資家は、6(b)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　第五条の規定に従うことを条件として、各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。ただし、第二条5から8までの規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争を除く。

6　(a)　5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

(b)　紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の権限のある裁判所若しくは行政裁判所又は4に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、当該紛争投資家によるその選択は、最終的なものとし、当該紛争投資家は、その後は他の仲裁又は権限のある裁判所若しくは行政裁判所に同一の投資紛争を付託することができない。

(c)　4及び5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、1に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、紛争投資家が当該紛争締約国の権限のある裁判所又は行政裁判所において手続を開始する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提出する場合を除くほか、行うことができない。

7　4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。この関連において、紛争締約国の国内法令が請求に関連する場合には、当該国内法令は、事実の問題として検討される。

8　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

9　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。紛争締約国は、当該解釈に関して意見を表明することができる。

10　仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうか。

(b)　違反があった場合には、次の(i)及び(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

仲裁廷は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下してはならない。

11　紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

12　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

13　紛争締約国は、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の理由のために、紛争投資家が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張することはできない。

14　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。